

「鹿児島県工賃向上計画(令和6年度～令和8年度)」の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労が困難な方については、就労継続支援事業所における工賃の向上に向けた支援が必要。

これまで、「鹿児島県工賃倍増計画」(平成19年度～平成23年度)を策定し、また、平成24年度以降は、3年毎に「鹿児島県工賃向上計画」(直近は令和3年度～令和5年度)を策定し、就労継続支援B型事業所で働く障害者の工賃の向上に取り組んできたところであるが、工賃向上に当たっては、継続的な取組が重要であることから、令和6年3月に国が示した「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、「鹿児島県工賃向上計画(令和6年度～令和8年度)」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進する。

(2) 計画の対象期間

令和6年度～令和8年度(3か年間)

(3) 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

2 現状

(1) 就労継続支援B型事業所数(R5.4.1現在)

416か所(定員:8,242人)

(2) 平均工賃月額(R4実績)

18,003円(R4全国平均:17,031円)

3 実績と課題

(1) 前回の工賃向上計画における実績

令和3年度から令和5年度の取組の結果、工賃月額は、令和3年度が目標を達成し、時間額は令和3年度、4年度が目標を達成した。なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和5年度分から工賃月額の算出方法が変更となったため、令和5年度は、工賃月額が目標を大幅に上回っているが、単純に比較できない。

[目標工賃と実績との比較]

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
月 額	目標工賃	17,926円	18,394円	18,874円
	実 績	18,191円	18,003円	26,352円
	差 額	265円	-391円	7,478円
時 間 額	目標工賃	237円	242円	247円
	実 績	240円	247円	(※) - 円
	差 額	3円	5円	- 円

※令和5年度から時間額の実績は算出していない。

- (2) 工賃向上に係る今後の課題
- ・人材育成，意識改革（職員，利用者）
 - ・1年を通して安定した作業，収入の確保
 - ・商品の生産能力向上や販路拡大

4 目標工賃

令和6年度から令和8年度までの各年度における目標工賃については，令和5年度の県全体の平均工賃を基準に，令和2年度から令和4年度までの県内の平均工賃の伸び率を考慮し，次のとおり設定する。

	令和5年度 工賃基準額	令和6年度～令和8年度（目標）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
工賃月額	26,352	26,995	27,654	28,329

※目標工賃時間額は設定しない。

5 工賃向上に向けた方策

(1) 県の取組

これまでの工賃向上に向けた取組の中での課題等も踏まえ，今後，工賃水準の向上に向けて，次のようなことに取り組む。

① 工賃等向上支援

ア 共同受注等の取組の促進

一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターについて更なる周知を図り，共同受注の取組を促進する。

イ 物品・サービスの情報提供体制の整備

障害者就労施設等の共同受注窓口や商工団体等の関係者で組織する障害者就労施設活用促進協議会を開催し，民間企業に対する障害者就労施設等の啓発を行うとともに，更なる民需の掘り起こしや就労機会の拡大に向けた連絡・調整等を行う。

また，障害者就労施設等が提供する物品や役務等について，パンフレットの配布やホームページ等での紹介，障害者就労施設等見学会の開催等により，官公庁や民間企業等が活用しやすい情報を提供できる体制の整備を図る。

ウ 鹿児島障害者施設等活用促進協議会を活用した新たな受注・販路拡大の支援

鹿児島障害者施設等活用促進協議会の委員又は関係団体が主催するイベント等において，障害者就労施設等の提供する物品・役務等の周知・広報を行い，新たな受注・販路拡大の推進を図る。

エ 事業所が策定した工賃向上計画（R6～R8）についての助言等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等の影響により，事業所が策定した工賃向上計画（R6～R8）の見直し等が必要となる場合は，助言等を行う。

オ 農福連携に関する研修会等の開催

農福連携を実施している障害者就労施設等の圃場の視察を行うことにより、農業関係者と障害者就労施設等の相互理解を深めることで、協力体制を構築し、施設外就労等のマッチング支援や障害者就労施設等の農業分野への就農促進を図ることを目的として「農福連携現地研修会・意見交換会」を開催する。

また、障害者就労施設職員の農福連携に対する認識を深め、農福連携に取り組む障害者就労施設等の増加を図り、利用者の工賃向上や就労の機会を増やすことを目的として「農福連携推進施設職員研修会」を開催する。

カ 農福連携推進上の課題解決のためのアドバイザーの派遣

県農政部と連携し、農業分野に進出している障害者就労施設等について、各施設における課題に応じ、その解決に向けたアドバイザーを派遣し、技術力の向上等を図る。

キ 農福連携等の取組の周知や生産物の販売機会の拡充

関係各課と連携し、県ホームページでの農福連携等に関する取組の情報発信を行います。また、農福連携マルシェを定期的で開催するなど、農業等の一次産業と連携した商品の販売機会の充実を図る。

ク 農業者と障害者就労施設等とのマッチング支援

農作業や農産物生産の委託に係る農業者等のニーズを収集し、受託可能な障害者就労施設等との間で契約に向けた調整や仲介を実施する。

② 優先調達への推進

ア 障害者施設等からの優先調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、優先調達の推進に全庁的に取り組む。

イ 市町村における取組の協力要請

障害者優先調達推進法に基づき各市町村においても調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達に積極的に取り組むとともに、障害者の仕事の創出や障害者就労施設等の受注の機会の増大など、工賃向上に向けた取組が円滑に進むよう、自立支援協議会などの関係機関等と連携しながら、地域での更なる支援に努めるよう協力を要請する。

（取組例）

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進
- ・庁舎等を活用した製品販売スペースの提供

(2) 事業所に求められる取組

各障害者就労施設等では、これまでも工賃向上に取り組んできており、県の目標工賃を達成するなど着実に成果は上げているが、障害のある人が自立した生活を送るためには、より一層の工賃向上を目指さなければならない。

そのため、障害者就労施設等においては、事業所アンケート結果を踏まえると次のようなことに取り組む必要があると考えられる。

① 職員及び利用者等の意識改革について

工賃向上に取り組む意義を事業所関係者（管理者、職員、利用者、保護者等）が十分に理解し、意識を共有できるよう、事業所工賃向上計画について事業所内で周知を図るとともに、事業所の実情を踏まえて各年度において計画の検証や見直しを行う。また、職員の技術や知識の向上、利用者の就労意欲の向上や体調管理に努めるなど、事業所の関係者が一体となって工賃向上に取り組む。

② 安定かつ継続した請負作業等及び生産活動収入の確保について

職員及び利用者の技術向上や、作業の機械化などの環境整備等により、商品の品質や生産性の向上に取り組む。また、取引先との信頼関係構築等による既存事業の拡充や新たな施設外就労先の開拓など、季節や時期を問わない作業の確保に取り組むとともに、仕入れ材料等の見直しによる経費削減など、収益の確保に取り組む。

③ 新たな販路の獲得について

職員の営業力強化等による新たな取引先等の確保や新規事業への参入の検討、SNS等を利用したPRなどにより、販路拡大等に取り組む。また、地域イベントやマルシェ等に積極的に参加し、販売機会を増やすとともに、地域との信頼関係を築き、新たな取引先の獲得に取り組む。